

岡山県岡山国際交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 岡山市北区奉還町二丁目2番1号
岡山県岡山国際交流センター
- 2 指定管理者となる団体 岡山市北区奉還町二丁目2番1号
財団法人 岡山県国際交流協会
理事長 末長 範彦
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

〈参考〉

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

財団法人 岡山県国際交流協会の概要

- (1) 設立 平成3年3月19日
- (2) 役員数 27名（理事25名、監事2名）
- (3) 目的 世界の人々との相互理解と友好親善を深めるとともに、世界の国々との学術文化、スポーツ、経済等の幅広い交流を積極的に推進することにより、国際性豊かな人づくりと世界に開かれた活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。
- (4) 事業内容
 - ①国際交流の推進に関する事業
 - ②国際協力及び海外移住に関する事業
 - ③国際理解に関する事業
 - ④外国人に対する情報提供等に関する事業
 - ⑤国際観光に関する事業
 - ⑥経済交流に関する事業
 - ⑦広報、出版及び調査研究に関する事業
 - ⑧岡山国際交流センターの管理運営
 - ⑨その他法人の目的を達成するために必要な事業